

戦争への足音が響く！安保法が施行！！



集団的自衛権	行使 ×	存立危機事態で行使 ○
周辺事態の後方支援	食料補給や人員輸送などに限定。対象は米軍のみ	地理的制約を撤廃。弾薬の提供解禁。米軍以外の他国軍も支援
海外派遣	その都度特措法で対応	恒久法で随時可能
武器使用 (PKOの場合)	自己または自己の管理下にある人の保護に必要な範囲	任務遂行目的の使用可。駆け付け警護も可能
在外邦人救出	航空機・車両による輸送のみ	領域国の同意などあれば武器を使った救出・警護も

諦めず、騙されず、ねばり強く反対しよう！

本日3月29日、集団的自衛権の行使、地理的制約の撤廃、弾薬の提供解禁、他国軍の支援等を盛り込んだ安全保障関連法（戦争法）が施行された。今後、私たちは具体的な法律によって「強制的に戦争に協力」させられていくことになる。

第二次世界大戦当時、ドイツ国民は、ナチス・ドイツ（国家社会主義ドイツ労働者党）によるヒットラーの独裁政権を容認し戦争へと突き進みました。日本国民も大日本帝国とともに軍国主義に走り、国をあげて戦争へ突き進みました。時の権力者に騙されたり、少しずつ協力させられ、気が付いた時には手遅れになっていきます。

戦後日本政府は、1990年代後半に、専守防衛では朝鮮半島有事に対応できないとして周辺事態法を成立させ、イラク戦争時にテロ特措法を成立させました。そして、安倍政権は、米国の世界戦略に対応するためにNSC（国家安全保障会議）をつくり、秘密保護法を成立させ、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法を成立させて、戦後再び戦争のできる国づくりに突き進んでいます。

安倍政権は、民間船の有事運行を可能にするために、民間フェリーの選定（有事の際の軍事船として活用）と民間船員を予備自衛官として活用することを決め、来年度政府予算案に予算を盛り込みました。時の政府が戦争をする為には、私たち「陸・海・空」の労働者の協力が不可欠です。日本が現実的に武力攻撃されなくても「武力攻撃が発生する明白な危機が切迫している」と総理大臣が認めた時は有事法制が発動されJRをはじめ航空会社関係、船舶会社関係、通信関連業者、燃料・エネルギー関係会社等の労働者に戦争への協力が強いられます。

今、何が行われているのか考え、戦争への動きに、騙されずに、諦めずにしっかりと「反対」の声をあげていきましょう！！